

神奈川県温泉保護対策要綱

第1 総則

1 目的

- (1) この要綱は、温泉の枯渇、減少及び温度等の低下の防止に必要な事項を定め、もって温泉源の保護と適正な利用を恒久的に確保することを目的とする。
- (2) この要綱は、温泉法（昭和23年7月10日法律第125号。以下「法」という。）、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）及び温泉法施行細則（昭和59年神奈川県規則第33号）の施行に関する審査基準及び指導基準とする。

2 用語の定義

この要綱でいう用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 源泉 法第3条の規定に基づく掘削の許可を受け、工事を終了したもの、他目的掘削により温泉がゆう出したもので、掘削後に法第11条第1項の規定に基づく動力の装置又は増掘の許可を受け、工事を終了したものと及び自然ゆう出のもの（以下「湧泉」という。）をいう。
- (2) 付近既存源泉 掘削、増掘及び動力の装置の許可申請地点を中心とした半径200メートルの水平距離以内にある源泉をいう。
- (3) 休止源泉 温泉特別保護地域、温泉保護地域及び温泉準保護地域において5年以上揚湯を行わなかった源泉及び5年以上ゆう出を見なかった源泉をいう。ただし、係争期間を除く。
- (4) 増掘 深度の増加、ゆう出路の口径の拡張、ゆう出口の切下げ、水止め位置の変更等、ゆう出路に変更を加え、ゆう出量又は温度を増加させる行為及び湧泉のゆう出路に変更を加える行為をいう。
- (5) 代替掘削及び代替井 井孔のしゅんせつ、増掘等によっては揚湯量の回復が困難である場合に、既存源泉に代え新たな源泉を掘削することを「代替掘削」といい、また、この源泉を「代替井」という。
- (6) 他目的掘削 温泉をゆう出させようとする目的がない土地の掘削をいう。
- (7) 他目的掘削井 他目的掘削によりできた井孔等をいう。
- (8) 一定量 個々の源泉について、昭和33年から昭和53年までに行われた実態調査時の揚湯量の平均をもって定めた量をいう。また、昭和33年以降において新たに動力装置の変更許可を受けたものについては、当該許可時の許可揚湯量と昭和33年から昭和53年までに行われた実態調査時の揚湯量の平均をもって定めた量をいう。
ただし、揚湯量の平均が当該許可時の許可揚湯量を超えている場合には、当該許可時の許可揚湯量をもって定めた量をいう。
- (9) 暫定量 一定量から5%減じた量をいう。
- (10) 最高限度量 それぞれの源泉が所在する地域の昭和33年から昭和53年までに行われた実態調査時の源泉当りの平均揚湯量等を勘案のうえ地域ごとに決定した許可限度量をいう。箱根町は毎分70リットル、湯河原町は毎分60リットルとする。
- (11) 限界揚湯量 揚湯試験において、揚湯量と水位降下量の比例関係が変化する最初の点で、揚湯量が源泉の集湯能力の限界に達したと判断される揚湯量をいう。
- (12) 適正揚湯量 限界揚湯量の8割の量をいう。

(13) 地方公共団体等 次のものをいう。

- ア 県、市町村
- イ 公社等の特殊法人
- ウ 公益法人

(14) 大深度温泉井 掘削又は増掘により、井孔の深度が 1,000 メートル以上となる温泉井をいう。

3 地域の設定

以下の基準により、温泉特別保護地域、温泉保護地域、温泉準保護地域及び一般地域を設定する。
各地域については別表のとおりとする。

(1) 温泉特別保護地域の設定基準

地域の温泉源を特に積極的に保護しなければならないと認められる次の条件に該当する地域は、温泉特別保護地域とする。

- ア 過去において、源泉相互間の影響が顕著に現われている地域
- イ 過去数年間、温泉の水位又は温度の低下が顕著であり、かつ揚湯量が減少した地域
- ウ 源泉分布密度が特に高い地域

(2) 温泉保護地域の設定基準

地域の温泉源を積極的に保護しなければならないと認められる次の条件に該当する地域は、温泉保護地域とする。

- ア 過去において、源泉相互間の影響が現われている地域
- イ 最近、温泉の水位の低下が現われている地域
- ウ 湧泉を温存しなければならない地域

(3) 温泉準保護地域の設定基準

地域の温泉源を保護しなければならないと認められる次の条件に該当する地域は、温泉準保護地域とする。

- ア 最近、源泉相互間に影響が認められる地域
- イ 今後、温泉の水位の低下が予想される地域
- ウ 源泉間に一定の距離をおくことが適当と認められる地域
- エ 蒸気の噴出を主とする地域

(4) 一般地域

(1)～(3)以外の地域とする。

第2 掘削等許可の審査基準

1 共通事項

(1) 代替掘削

代替掘削は認めない。

(2) 工法の制限

掘削工事の方法については、原則として垂直掘りとし、坑道掘り及び傾斜掘りの工法は、認めない。

なお、垂直掘り以外の工法による他目的掘削井に温泉がゆう出した場合には、温泉の採取は認めない。

(3) 揚湯試験

限界揚湯量を求める揚湯試験の方法については、別途定めるものとする。

(4) 影響調査

付近既存源泉に対する影響調査の方法については、別途定めるものとする。

(5) 蒸気利用等

蒸気利用及び災害防止のための取扱いについては、この要綱（第2の1(1)及び(2)並びに2を除く。）に定めるほか別途定めるものとする。

(6) 他目的掘削

他目的掘削により温泉がゆう出した場合は、この要綱に定める掘削、増掘及び動力の装置の取扱いの基準を適用する。

ただし、他目的掘削井と認められない場合は、増掘又は動力の装置の許可をしない。

2 地域別措置

温泉源の保護を図るため、掘削等に係る地域別の取扱いを定める。

(1) 温泉特別保護地域における措置

ア 掘削の取扱い

新規の掘削は、原則として認めない。

<例外措置>

(7) 既存の利用源泉が不可抗力による災害又は国若しくは地方公共団体等が行う公共事業により埋没を余儀なくされた場合は、付近既存源泉との関連を十分勘案のうえ掘削を認める。

ただし、この場合の掘削は、原則として従前の口径及び深度を超えてはならない。

(4) 地域の発展を図る目的で地方公共団体等が温泉を整理統合し、地域全体の温泉利用の効率化を図るための掘削は認める。

イ 増掘の取扱い

増掘は、口径及び深度を勘案のうえ認める。ただし、動力装置設置後に揚湯量の回復や温度を増加させるために行う増掘は、動力装置の変更では困難と認められる場合に限り、口径及び深度を勘案のうえ認める。

なお、増掘工事終了後の揚湯量については、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲で、かつ暫定量（暫定量の定めがない源泉は、既許可揚湯量）以内とする。

ウ 動力の装置の取扱い

- (ア) 掘削（引き続き増掘する場合を含む。）工事終了に伴う動力の装置については、最高限度量、適正揚湯量又は温泉の利用計画量のうち最も少ない量以内で、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない量を許可揚湯量として認める。
- (イ) 既存源泉への動力の装置については、暫定量（暫定量の定めがない源泉は、既許可揚湯量）、適正揚湯量又は利用計画量のうち最も少ない量以内で、かつ付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない量を許可揚湯量として認める。
- (ロ) 第2の2(1)ア(ア)の例外措置に基づき許可を受けた掘削の工事終了に伴う動力の装置については、既許可揚湯量以内を許可揚湯量として認める。
- (ハ) 他目的掘削井への動力の装置は認めない。

エ その他の取扱い

(ア) 少量揚湯泉の取扱い

既存源泉で許可揚湯量が毎分30リットル以下のものについては、一定量までの増加を認める。また、一定量が毎分30リットルをわずかに超えているが、暫定量では毎分30リットルを下回るものについては、許可限度量を毎分30リットルとする。

(イ) 休止源泉の取扱い

休止源泉の復活は、原則として認めない。

<例外措置>

- a 地域の発展を図る目的で地方公共団体等が、適正な利用計画に基づき休止源泉を整理統合する場合はこの限りではない。
- b 整理統合を条件とする休止源泉の復活において動力の装置を必要とする場合は、既存動力装置の有無に関わらず、新たな動力の装置の扱いとする。

(2) 温泉保護地域における措置

ア 掘削の取扱い

新規の掘削は、原則として認めない。

<例外措置>

- (ア) 既存の利用源泉が不可抗力による災害又は国若しくは地方公共団体等が行う公共事業により埋没を余儀なくされた場合は、付近既存源泉との関連を十分勘案のうえ掘削を認める。ただし、この場合の掘削は、原則として従前の口径及び深度を超えてはならない。
- (イ) 地域の発展を図る目的で地方公共団体等が温泉を整理統合し、地域全体の温泉利用の効率化を図るための掘削は認める。

イ 増掘の取扱い

増掘は、口径及び深度を勘案のうえ認める。ただし、動力装置設置後に揚湯量の回復や温度を増加させるために行う増掘は、動力装置の変更では困難と認められる場合に限り、口径及び深度を勘案のうえ認める。

なお、増掘工事終了後の揚湯量については、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲で、かつ一定量（一定量の定めがない源泉は、既許可揚湯量）以内とする。

ウ 動力の装置の取扱い

- (ア) 掘削（引き続き増掘する場合を含む。）工事終了に伴う動力の装置については、最高限度量、適正揚湯量又は温泉の利用計画量のうち最も少ない量以内で、かつ付近既存源泉に影響

調査を実施し、影響を及ぼさない量を許可揚湯量として認める。

- (イ) 既存源泉への動力の装置については、一定量（一定量の定めがない源泉は、既許可揚湯量）、適正揚湯量又は利用計画量のうち最も少ない量以内で、かつ付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない量を許可揚湯量として認める。
- (ウ) 山北町における動力の装置による揚湯量は、毎分 100 リットル、適正揚湯量又は温泉の利用計画量のうち最も少ない量以内を許可揚湯量とする。
- (エ) 第2の2(2)ア(イ)の例外措置に基づき許可を受けた掘削の工事終了に伴う動力の装置については、既許可揚湯量以内を許可揚湯量として認める。
- (オ) 他目的掘削井への動力の装置は認めない。

エ 休止源泉の取扱い

休止源泉の復活は、原則として認めない。

<例外措置>

- (イ) 地域の発展を図る目的で地方公共団体等が、適正な利用計画に基づき休止源泉を整理統合する場合はこの限りではない。
- (イ) 整理統合を条件とする休止源泉の復活において動力の装置を必要とする場合は、既存動力装置の有無に関わらず、新たな動力の装置の扱いとする。

(3) 温泉準保護地域における措置

ア 掘削の取扱い

新規の掘削は、既存源泉（既許可地点を含む。）から水平距離が 150 メートル以上ある場合に限り認める。

<例外措置>

既存の利用源泉が不可抗力による災害又は国若しくは地方公共団体等が行う公共事業により埋没を余儀なくされた場合は、距離制限の規定にかかわらず掘削を認めることがある。

ただし、この場合の掘削は、原則として従前の口径及び深度を超えてはならない。

イ 増掘の取扱い

- (イ) 増掘は、口径及び深度を勘案のうえ認める。ただし、動力装置設置後に揚湯量の回復や温度を増加させるために行う増掘は、動力装置の変更では困難と認められる場合に限り、口径及び深度を勘案のうえ認める。

なお、増掘工事終了後の揚湯量については、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲で、かつ既許可揚湯量以内とする。

- (イ) 温泉がゆう出した他目的掘削井に対する増掘は、既存源泉（既許可地点を含む。）から水平距離が 150 メートル以上ある場合に限り、口径及び深度を勘案のうえ認める。

ウ 動力の装置の取扱い

- (イ) 動力の装置については、最高限量、適正揚湯量又は利用計画量のうち最も少ない量以内で、かつ付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない量を許可揚湯量として認める。

- (イ) 第2の2(3)アの例外措置に基づき許可を受けた掘削の工事終了に伴う動力の装置については、既許可揚湯量以内を許可揚湯量として認める。

- (ウ) 他目的掘削井への動力の装置については、既存源泉（既許可地点を含む。）から水平距離

が 150 メートル以上ある場合に限り、最高限量、適正揚湯量又は利用計画量のうち最も少ない量以内で、かつ付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない量を許可揚湯量として認める。

エ 休止源泉の取扱い

休止源泉の復活は、既存源泉（既許可地点を含む。）から水平距離が 110 メートル以上あるものについて、付近既存源泉に影響を及ぼすおそれのない限り認める。

休止源泉の復活に伴い動力の装置を必要とする場合は、既存動力装置の有無に関わらず、新たな動力の装置の扱いとする。

(4) 一般地域における措置

動力の装置の取扱い

動力の装置については、最高限量、適正揚湯量又は温泉の利用計画量のうち最も少ない量以内で、かつ付近既存源泉に影響を及ぼさない範囲を許可揚湯量として認める。

第3 掘削等許可の指導基準

1 他目的掘削の取扱い

- (1) 温泉特別保護地域、温泉保護地域又は温泉準保護地域において他目的掘削をしようとする者は、あらかじめ所轄の保健福祉事務所に掘削場所、利用計画等を届け出ること。
- (2) 温泉特別保護地域又は温泉保護地域において他目的掘削により温泉がゆう出した場合には、原則として温泉の採取を認めず、掘削前の原状に回復すること。
- (3) 温泉準保護地域において他目的掘削により温泉がゆう出し、その位置が既存源泉（既許可地点を含む。）から水平距離が 150 メートル未満の場合には、原則として掘削前の原状に回復すること。
- (4) 他目的掘削であっても、掘削深度、掘削の目的及び利用計画等を総合的に勘案して、掘削しようとする段階において、温泉がゆう出した場合に転用する意思があると認められる場合には、法第3条に基づく掘削の許可を受けること。

2 大深度温泉井の取扱い

- (1) 新規の大深度温泉井の掘削及び増掘は、地域別措置に適合し、かつ既存の大深度温泉井（既許可地点を含む。）から水平距離で1キロメートル以上の距離をとること。
- (2) 大深度温泉井の深度は、2,000 メートルを限度とすること。
- (3) 大深度の他目的掘削井を温泉井に転用する場合には、地域別の措置に適合しかつ既存の大深度温泉井（既許可地点を含む。）から水平距離が1キロメートル以上の距離がある場合に限り認めること。

3 温泉の廃止

- (1) 源泉を廃止するときは、原則として完全に埋没すること。
- (2) 源泉を完全に埋没する工法は、地表より孔底部にいたるまでコンクリート等を完全に注入する方法とすること。
- (3) 可燃性天然ガスが発生する源泉の埋め戻しは、将来にわたって、可燃性天然ガスの噴出又は漏洩が起きないように、安全な工法により行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 42 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 従前適用の「箱根（湯本、塔之沢）湯河原温泉特別保護地区の設定並びに取扱要綱」及び「中川温泉特別保護地域の設定及び規制内規」は、昭和 42 年 8 月 31 日をもって廃止する。
- 3 この要綱を適用する日以前に受理した温泉掘削、増掘及び動力装置の各申請（処分保留中のものを含む。）の取扱については、従前の要綱を適用する。
- 4 この要綱を適用する日以前に掘削及び増掘の許可をうけて工事を終了したものの動力装置許可申請の取扱については、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、昭和 45 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 54 年 10 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日から適用する。
- 2 この要綱を適用する日以前に受理した温泉掘削、増掘及び動力装置の各許可申請（処分保留中のものを含む。）の取扱については従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日から適用する。
- 2 この要綱を適用する日の前日までに受理した許可申請（処分保留中のものを含む。）の取扱については従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱を適用する以前に受理した温泉掘削、増掘及び動力装置の各許可申請（処分保留中のものを含む。）の取扱については、従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から適用する。
- 2 この要綱を適用する日以前に受理した温泉掘削、増掘及び動力装置の各申請（処分保留中のものを含む。）の取扱については、従前の要綱を適用する。
- 3 この要綱適用の際、現に他目的掘削により温泉がゆう出している場合、第 3 の 1（2）及び（3）の規定は適用しない。
- 4 従前適用の「大深度温泉井掘削許可申請指導基準」は、平成 28 年 5 月 12 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 10 日から適用する。